

定款

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、クリエイト株式会社と称し、英文では、CREATE CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 各種パイプおよび継手の製造、販売ならびに加工
- 各種ポンプ機械および工具の製造、販売ならびに加工
- 計圧器、温度計、浄秤および各種計量器の製造、販売ならびに加工
- 配管資材、土木資材および建築資材の販売
- 洗面台、浴槽、トイレ、流し台、什器および家具等の住宅設備機器の販売
- 家庭用空調機器その他の家庭用電気機械器具の販売
- 動産、自動車のリースおよびリース代行業
- 福祉用具、介護用機器の販売、リース、レンタルおよび修理
- 配管工事用付属品および配管用工具の製造および販売
- 建物内外装工事および設備工事の設計、施工ならびに監理
- 建築設計および内装装飾設計に関するコンサルタント業
- コンピュータソフトウェアの開発および販売
- 情報処理サービス業
- 建築工事、土木工事、とび工事、電気工事、管工事の設計、施工ならびに監理
- 前各号に付随関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式総数は、1,200万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条

当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条

当会社の監査等委員である取締役を除く取締役は、8名以内とする。

- ②当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取

取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第26条

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役を除く取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(相談役、顧問)

第 29 条

取締役会はその決議によって、相談役または顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 30 条

当会社は、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、その責任について 500 万円以上で予め定める額または法令の定める額のいずれか高い額を限度とする契約（会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約）を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第 32 条

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条

監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第34条

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第36条

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第37条

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

付則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会に

については、変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本付則（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（改訂・施行）

本定款は、2022 年 6 月 28 日から改訂・施行する。

制定・施行：1948 年 3 月 31 日

改訂・施行：1997 年 12 月 8 日

改訂・施行：2004 年 6 月 25 日

改訂・施行：2005 年 6 月 24 日

改訂・施行：2006 年 6 月 23 日

改訂・施行：2009 年 6 月 19 日

改訂・施行：2011 年 6 月 24 日

改訂・施行：2013 年 6 月 21 日

改訂・施行：2016 年 6 月 24 日

改訂・施行：2022 年 6 月 28 日

以 上